

令和3年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和3年8月19日(木)
午前11時00分～
場 所 コンシェルジュラノ2F 大ホール

1. 開 会

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

4. 会長挨拶

5. 議 事 議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の
制度改正について
(富良野市融資制度改正について)

6. その他

7. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所常議員)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合専務理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
倉 西 裕 明	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
長 屋 由 美 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会会長)
沖 田 太 一	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応募者なし)	公募委員

議案第1号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 134号
令和 3年 7月30日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求め
る。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく
富良野市融資制度改正（案）について

（別紙のとおり）

Ⅱ 現在の融資制度とこれまでの改正経過について

1. 現行の富良野市中小企業資金融資制度について

別紙（富良野市の融資制度について）参照

2. 富良野市中小企業資金融資制度の改正経過

<前回（平成30年度）改正の要旨>

- ・ 商工業パワーアップ資金の貸付利率引き下げ
⇒ 全て0.1%引き下げ
- ・ チャレンジ資金の利子補給、信用保証料補助の見直し
⇒ 約定利子2年間全額補給＋保証料全額補助
- ・ フロンティア資金の内容拡充
⇒ 対象者を「6次産業化を目指す中小企業者等」から「事業拡大を目指す中小企業者等」へ拡大

3. 制度資金の貸付推移

P3～7参照

4. 令和3年度金融担当者会議の開催状況

- ・ 第1回5月11日開催

令和2年度中小企業資金 融資制度の新規融資実績について

貸付残高・保証料・利子補給額について

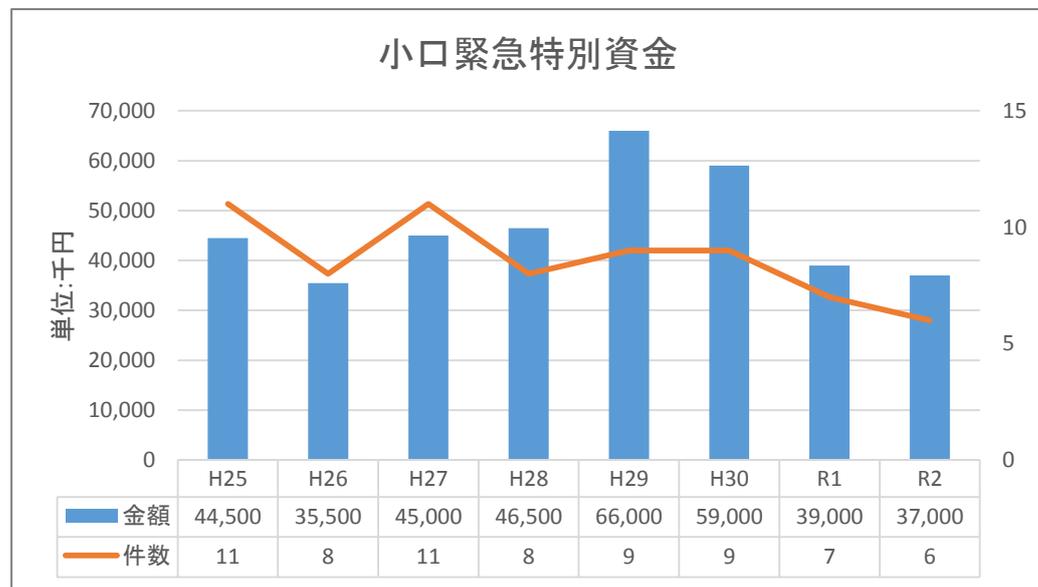
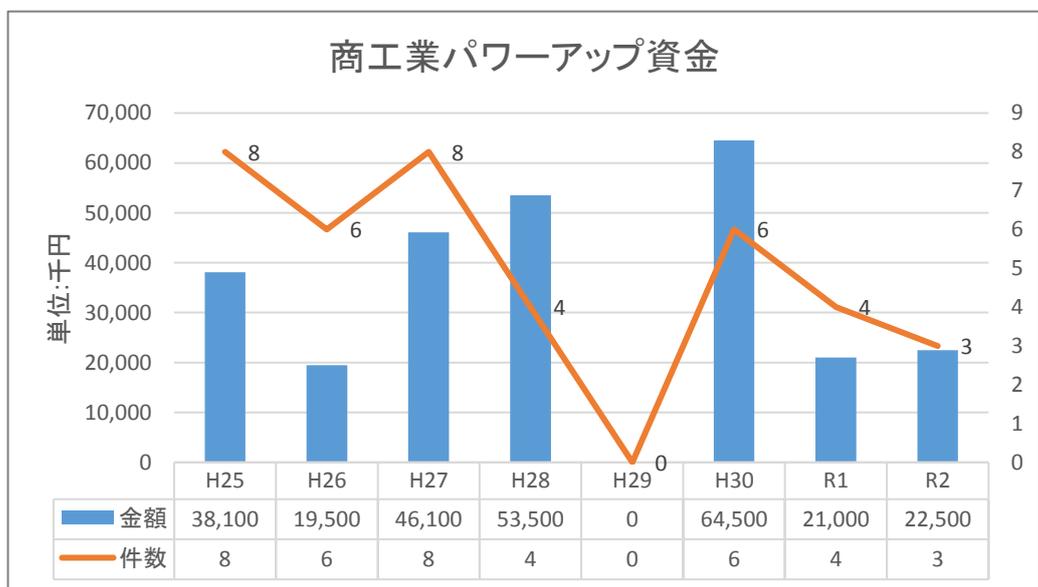
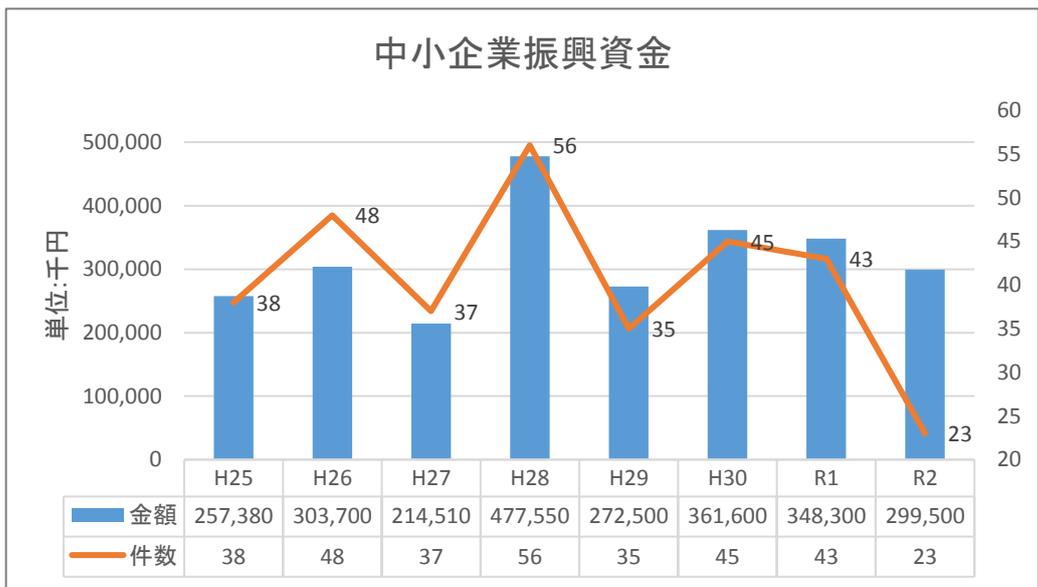
融資制度改正へ向けた実務者聞き取り・意見交換

- ・ 第2回7月20日開催

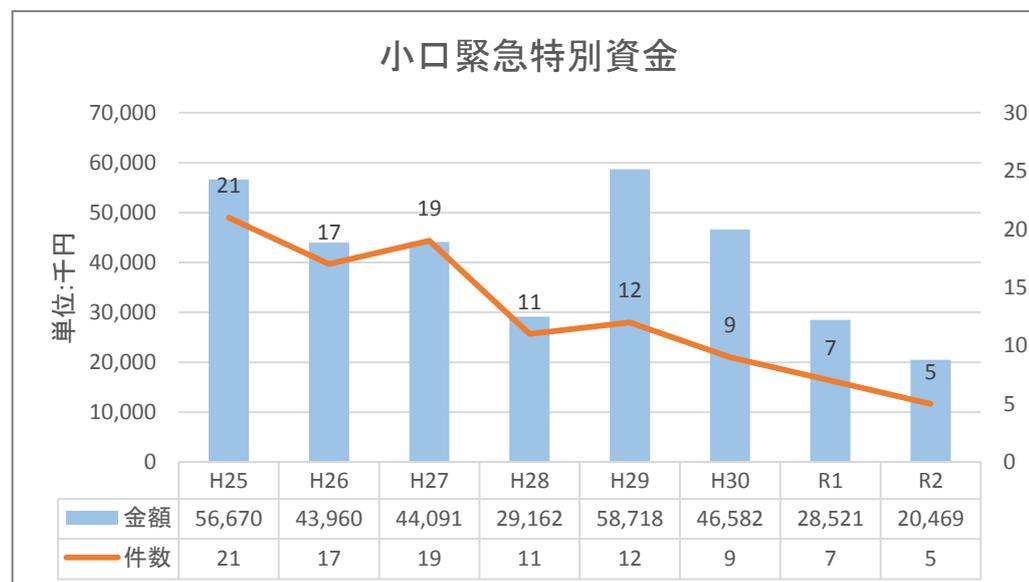
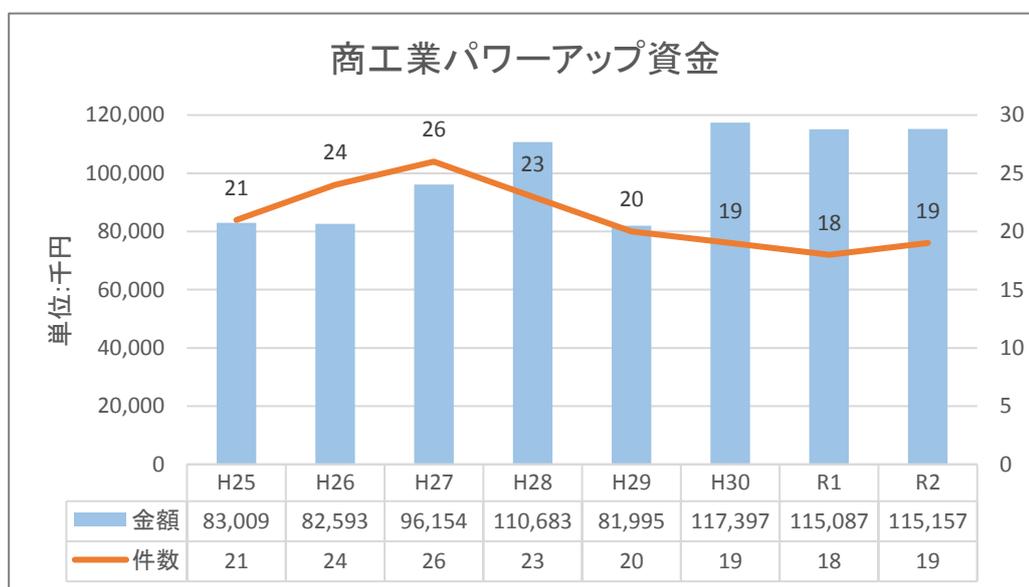
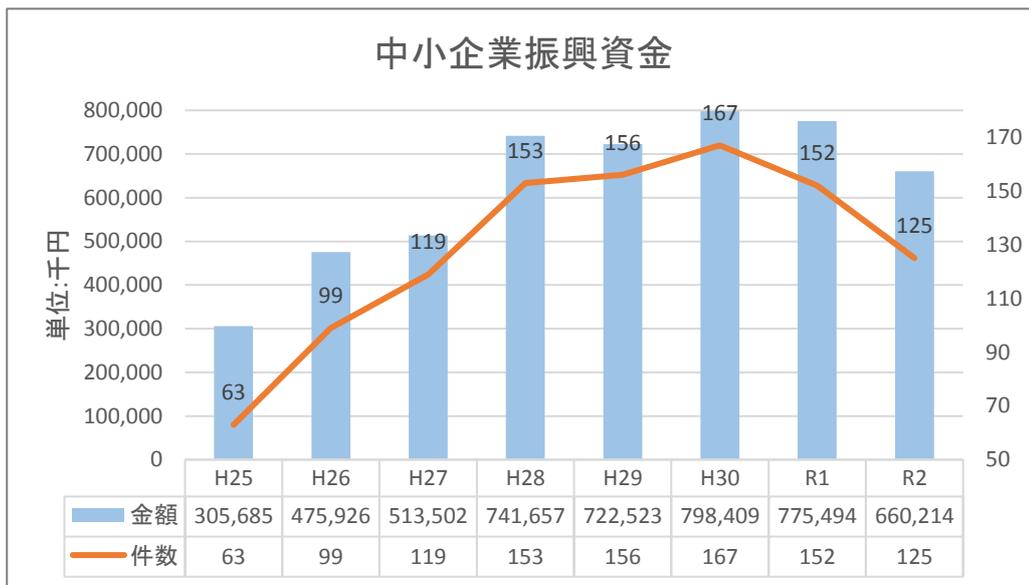
富良野市中小企業資金の評価と課題、改善策について（P8）

富良野市中小企業資金融資制度の改正案について（P9～）

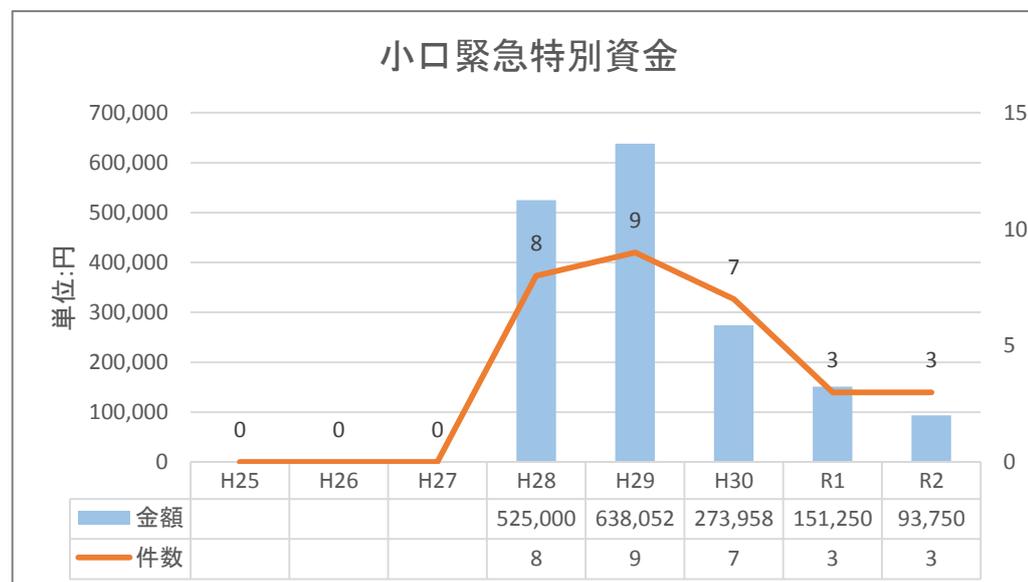
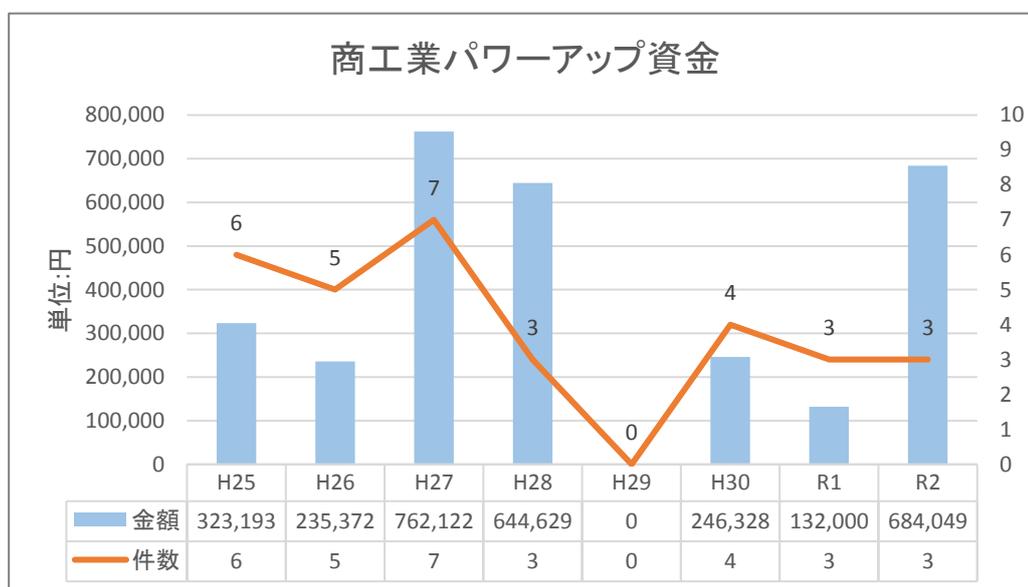
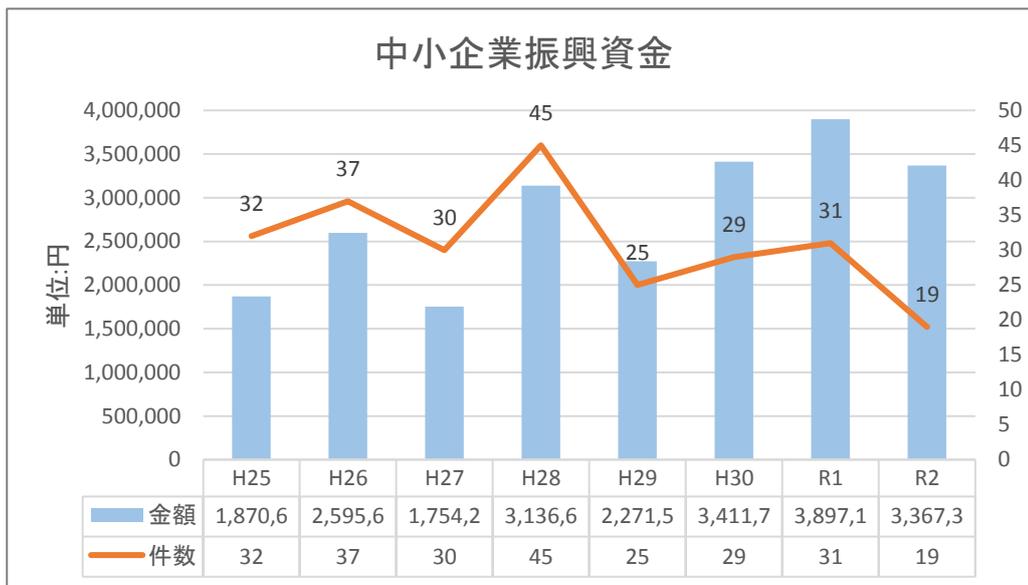
< 新規貸付額の推移 >



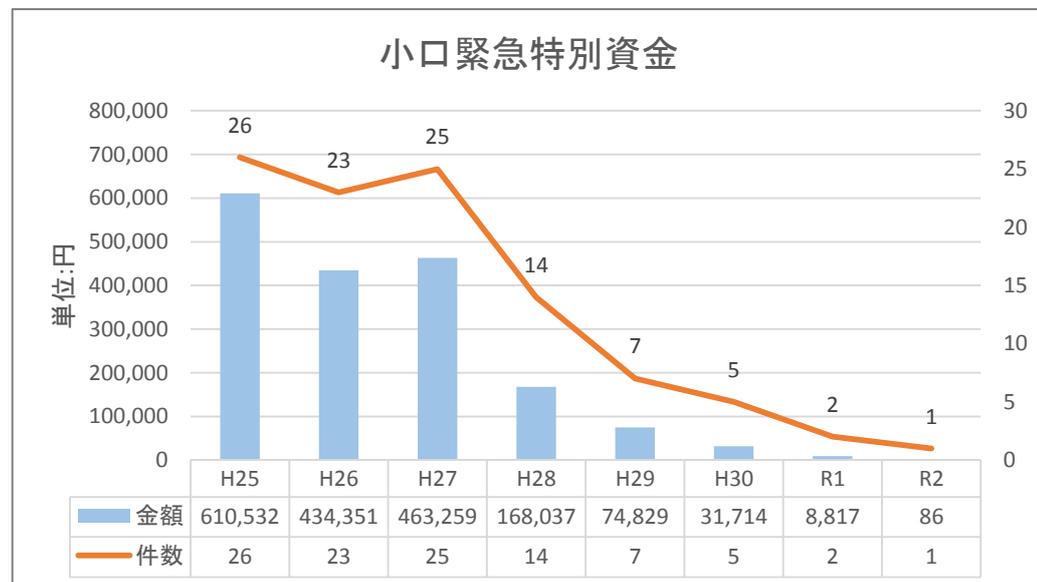
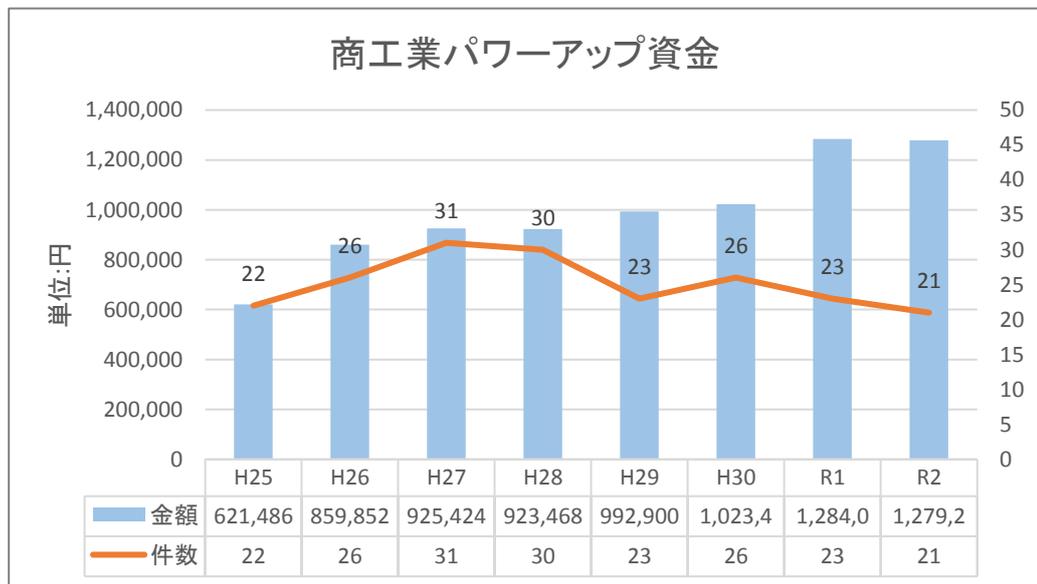
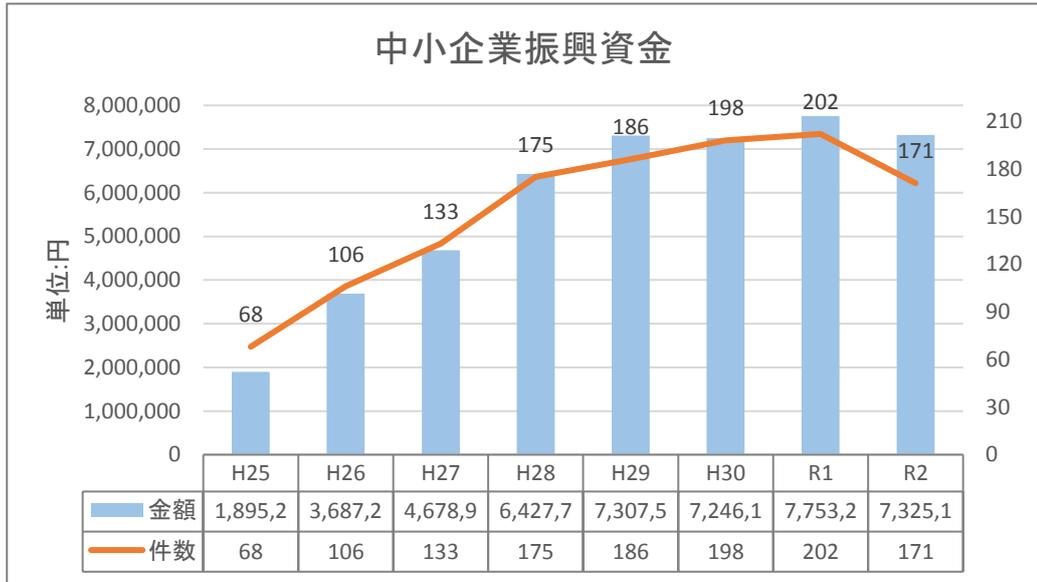
＜ 貸付残高の推移 ＞



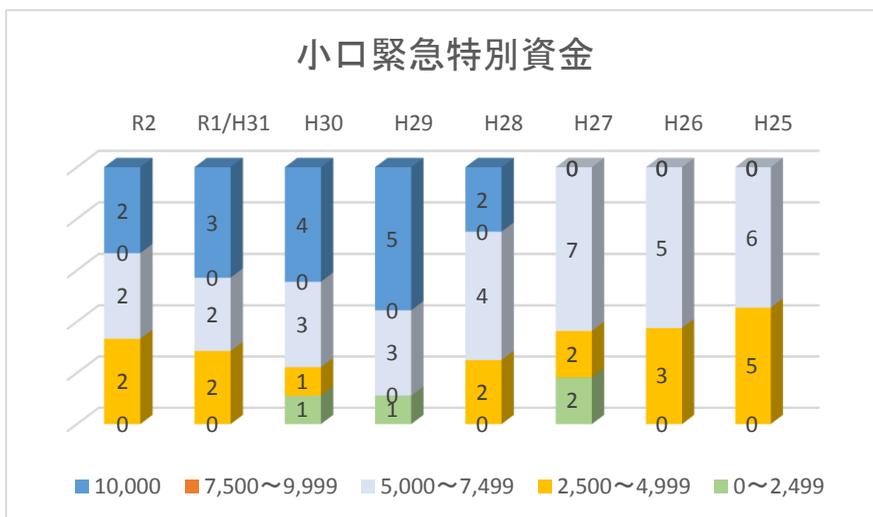
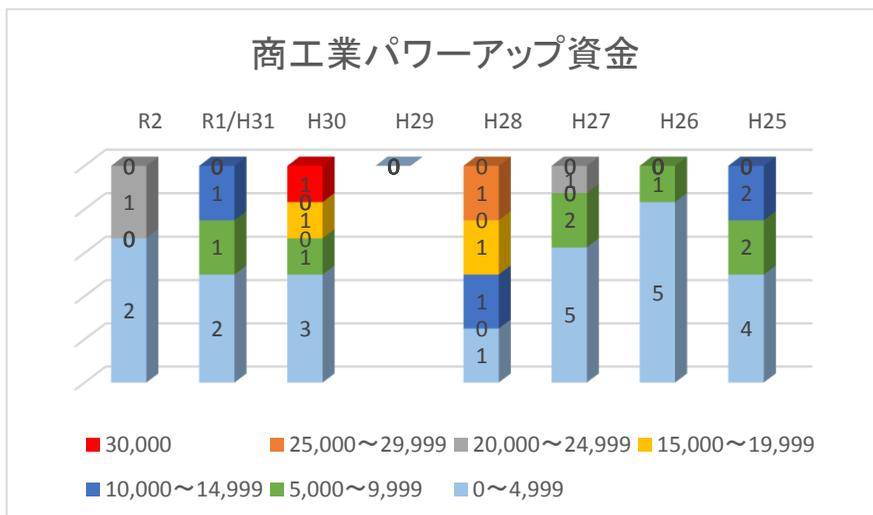
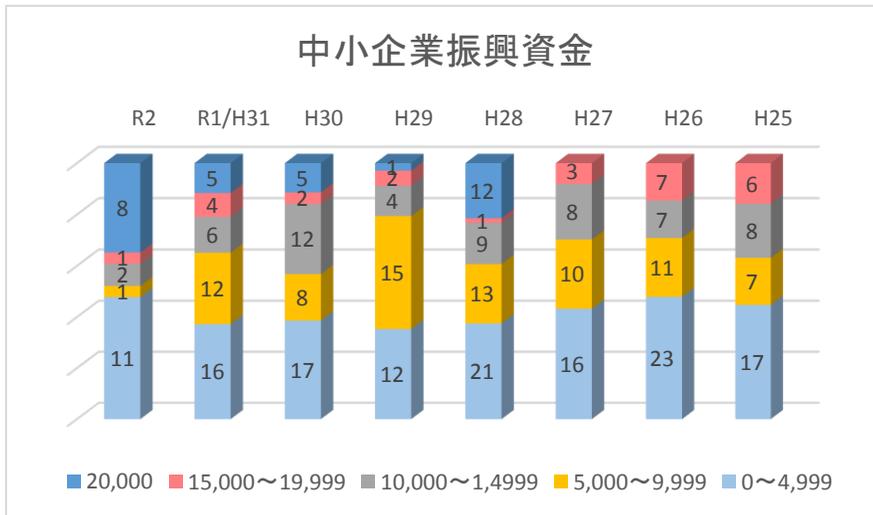
< 保証料補給額の推移 >



< 利子補給額の推移 >



■ 中小企業資金メニュー別貸付金額の内訳(単位:千円)



中小企業資金融資制度改正 金融担当者会議での主な意見等について

評価・課題	改善策（要望等も含む）
<p>【中小企業振興資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番汎用性があり利用しやすい資金 ・新型コロナ対応無利息融資に次ぐ有効的な制度資金 ・融資限度額が2千万円なので、それ以上の額を望む事業者は利用できない ・R3.9.30までは新型コロナウイルスの影響を受けている先は上限4千万円となっているが、この半年でインバウンドを中心とした観光客が戻る可能性は低い ・新型コロナ対応融資としては、据置期間が1年以内と、短い(道コロナ資金では、据置期間2～5年) 	<p>【中小企業振興資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や他制度を参考にして要件緩和 ・上限額の引上げ 2千万円→3千万円 ・保証料も1/2ではなく全額助成となれば更に利用しやすくなる ・コロナ対応資金ということで、市の中小企業振興資金というものが一つのツールになってくると思うので、より活用しやすい制度となることが望ましい。
<p>【フロンティア資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状方針で良いと思われる ・企業立地・移転・設備投資に対応できる様に限度額の増額検討 ・コロナ禍で業績不振が継続する可能性がある 昨今においては、事業の抜本的改革や体制の再構築等が必要な企業もあるかと思われるため、そうした実情を踏まえ、前記のような取組みを応援・促進するためには、融資限度額3千万円では不足する可能性がある 	<p>【フロンティア資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大資金という意味合いの中でも、5千万円程度へ引き上げとなれば、活用の幅が広がると考える。また、融資限度額の引き上げに伴い、融資期間についても20年以内とする等の対応が必要と考える。
<p>【その他（昨今の情勢を踏まえた融資制度の要望等）】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染症の終息が見えない状況下であり、特に飲食・宿泊・観光関連サービス業はここ1年が正念場と思われる。また、民間金融のコロナ貸付が昨年度末終了しており、代替制度は今のところないので、市制度資金の無利子化等検討が必要。 ・この一年は無利子融資が優先され、富良野市制度融資の取扱いは大幅に減少した。但し、3月末での終了を受け、またコロナ禍からの回復基調が進まないのであれば、更なる増額を希望する会社等も増えると推測する。その場合、現在の中小企業振興資金の上限2千万円では不足する可能性が高い。一方で、借入を増やさず廃業・倒産する先も増加する懸念がある。 ・新型コロナ感染症の影響を大きく受けた企業への更なる助成。(保証料や利子補給の拡大等) ・コロナの長期化により追加の支援資金が必要。先行きの見通しが見つからない中で返済が始まると、事業展開は苦しくなるものと考ええる。 	

Ⅲ 富良野市融資制度改正（案）について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出・消費行動自粛による消費者、観光入込客数の減少は、宿泊・旅館業など観光関連産業のみならず、観光関連施設への商品を納入している卸・小売業、そして、飲食業など多様な業種に幅広く大きな影響を与えている。

富良野商工会議所の料飲店組合加盟店を対象とした売上影響アンケート調査によると、令和2年の前年対比売上減少率は、全店舗平均で44%となっている。

また、9割近くの回答者が事業継続(維持)や今後の集客・売上げ見通しへの不安を感じており、事業主の生活収入、従業員雇用継続、運転資金への不安へと連動している状況である。

一方で、中小企業の資金繰りを支えているとみられる政府系金融機関による実質無利子無担保の特別融資が1年を迎え、この春から返済開始予定の企業が多いとされている。

今般の経済対策を踏まえ、①中小・小規模事業者等の経営改善等の取組に係る新たな融資制度の創設、②早期の事業再生に向けた取組を促す融資制度の拡充により、経済的苦境が続く事業者への継続的な支援に取り組みながら、ポストコロナ時代に対応した経済構造の転換・好循環を実現していくことが求められる。

これらのことから本市の融資制度について、次頁のとおり改正案を提案する。

1. 中小企業振興資金の内容拡充【経営安定サポート資金枠の創設】

改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の資金繰りの維持や円滑化を図り、経営の再建と安定化を最優先に支援するとともに、ポストコロナを見据えて、変化する経営環境への対応について支援する必要があるため。

なお、現行の「中小企業振興資金」については、「中小企業振興資金（一般事業資金）」に改める。

拡充内容

名 称：中小企業振興資金（経営安定サポート資金）【別枠】

対 象 者：

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等減少率が20%以上のもの。
但し、セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を受けたもの。（SN・危機関連保証制度対応型）
- ② 上記①但書の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。
なお、上記については、新型コロナウイルス感染症に係るもの、かつ売上高等減少率が15%以上のものに限る。（伴走支援型特別保証制度対応型）

融資対象：事業資金

融資限度：4,000万円以内

融資期間：①15年以内（うち据置5年以内）／②10年以内（うち据置5年以内）

- 助成制度：①当該年度内に支払った保証料の1/2
 償還開始から3年間分の利子全額補給（4年目以降は1%利子補給）
 ②当該年度内に支払った保証料の全額
 償還開始から3年間分の利子全額補給（4年目以降は1%利子補給）
 取扱期間：早期の対応が望ましいため、制度改正時期を前倒しし、本年10月の改正をめざす。ただし、その制度目的から時限的な取扱いとし、申込期限は、①については令和4年度末とし、②については令和3年度末とする。

補足事項

※経営安定サポート資金／②伴走支援型特別保証制度対応型について

国は、本年4月から、金融機関による中小企業者に対する継続的な伴走支援などを条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を開始しておりますが、それに対応した融資制度を構築しようとするものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者にとって、早期に経営改善に取り組み、ポストコロナ時代への対応を進め、売上高等を回復させていくことが重要なのですが、一方で、今後のコロナ禍の影響を正確に見通すことは非常に難しいものであります。

そのため、一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げるといった保証制度です。

富良野市としても、中小企業の経営者が一人で悩むことなく、支援機関と相談をしながら、早期の経営改善に向けた取り組みを推進するため、保証料及び利子補給の助成拡充を図ろうとするものであります。

※伴走支援型特別保証制度について（北海道信用保証協会）

保証要件	SN4・5号または危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者
保証限度	4,000万円以内
保証率	0.85%
保証料補助	0.65%相当の額を国が補助(申込人負担は0.2%)

2. 商工業パワーアップ資金の内容拡充【フロンティア[事業拡大]資金 融資限度額の引上げ】

改正理由

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来の働き方や生活のあり方、デジタル化の進展など、多くの分野において変化が生じており、これを機として新たな需要も生まれ、現下の状況に適応したビジネスモデルの再構築が求められている。

事業者の持続的発展を図るため、ポストコロナに向けた事業変革などの取り組みを支援し、IT利活用によるDX推進の後押しとなるような制度設計が必要であるため。

拡充内容

融資限度：(改正前) 3,000万円以内 ⇒ (改正後) 5,000万円以内